

第4章 写真管理基準

1. 総則

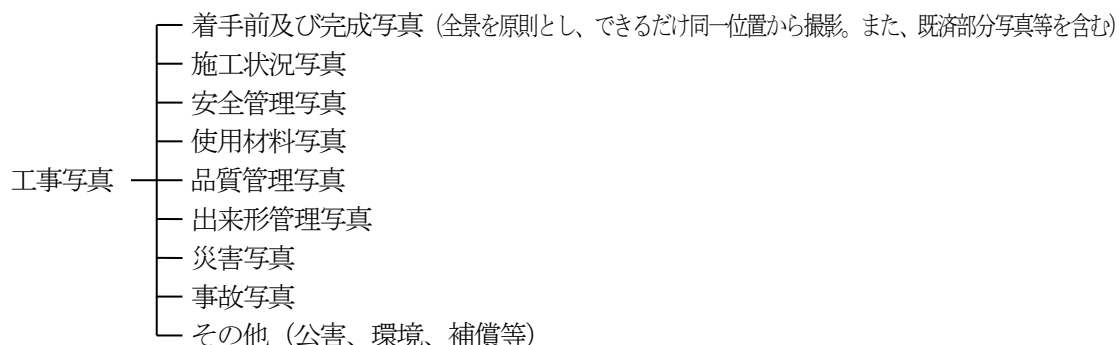
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



2. 撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工 事 名
- ② 工 種 等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設 計 寸 法
- ⑤ 実 測 寸 法
- ⑥ 略 図

小黒板の判読が困難となる場合は、以下のとおりとする。

（１）「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に基づき、工事写真を国交省要領等に準拠して納品する場合には、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

（２）上記（１）以外の場合には、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNS Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

- (1) 品質管理写真について、公的試験機関または財団法人鳥取県建設技術センターで実施された品質証明書を保管整備できる場合。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する。
- (3) 監督員または監督補助員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について』（令和5年3月15日付け、国技建管第6号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黑板の文字が判読できることを指標とする。
(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
- (3) 工事写真を紙媒体で納品する場合の写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- (4) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (5) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

2-8 不可視部の写真管理

工事写真は施工管理の手段として、各工事の施工段階および工事完成後明視できない箇所又は工事検査時に確認困難（高所等で足場を解体し危険な箇所等）な箇所については、写真により出来形寸法が容易に確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

2-9 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、監督員と協議のうえ、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

3. 整理提出

3-1 工事写真の提出

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

- (1) 工事写真帳に施工段階毎で整理し、工事完成時に1部提出する。ただし、電子納品対象工事は「3-2 電子納品対象工事の取扱い」による。
- (2) 監督員の指示があった写真については、指示する時期に指示する部数を提出する。

3-2 電子納品対象工事の取扱い

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に2部提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に基づくものとする。

4. その他

撮影箇所一覧表の撮影頻度の用語の定義

- (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (2) 施工箇所とは、施工1ブロックをいう。
- (3) 「〇〇m又は1施工箇所に1回」と記載してあるものは、1施工箇所の施工延長が〇〇mに満たない場合、1施工箇所毎に1回撮影すること。
- (4) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、本基準を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合を取っている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準」（出来形管理基準及び規格値）に示す編章節と整合を取っている。